令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人ふなおか福祉会		
監査の種類	社会福祉法人指導監査		
監 査 実 施 日	令和5年8月30日		
実地・書面の別	実地		
監 査 担 当 課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課		

総評

- ・役員の選任手続について、選任要件や在任監事の過半数の同意を得たことの確認を 行うこと。
- ・理事長の職務執行状況報告は、理事長が自ら行うこと。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	役員の候補者について、欠格事由に該当しな	欠格事由等の確認書に記入、
	いか、各評議員又は各役員と特殊の関係にない	押印してもらう。理事会、評議員
	か及び選任の要件に該当するかについて確認	会で説明する。
	を行っていなかった。	
	ついては、役員の候補者本人から、履歴書及	
び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該		
	当しないか、選任の要件に該当するか等の確認	
	を行うこと。	
	なお、新任の役員候補者だけでなく、重任の	
	役員についても必ず確認を行うこと。	
	(法第40条、第44条第5項及び第6項)	
	(審査基準第3の1 (5)、(6))	
2	評議員会の議事録について、評議員会に出席	評議員会議事録に、出席した
	した理事又は監事の氏名、議事録の作成に係る	理事又は監事の氏名、作成者の
	職務を行った者の氏名が記載されていなかっ	氏名を記載する。
	to	
	ついては、評議員会の議事録については、評	
	議員会に出席した理事又は監事の氏名、議事録	
	の作成に係る職務を行った者の氏名を記載す	
	ること。	
	(法第45条の11、規則第2条の15)	+24)1 x
3	理事について、理事会を2回以上続けて欠席	事前にスケジュールを確認し
	している者が見られた。	てから理事会の日程を決めるよ
	ついては、事務局は出席が可能なように日程	うにする。
	調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が	
	続く場合は、理事の改選について検討するこ	
	と。 (室木甘淮笠2の1 (2))	
4	(審査基準第3の1 (3)) 理事会が監事の選任に関する議案を評議員	監事(候補者)について、在任
4	理事会が監事の選任に関する議案を評議員 会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同	ニン・ 一 監事(候補有)について、住住 中の監事の同意書を記入しても
	云に挺山りるにヨたり、仕仕監事の週十級の同意を得ていたことを確認できなかった。	
	忌で1付しv1にことで1能能しさながりた。	らう。

ついては、理事会が監事の選任に関する議案 を評議員会に提出するに当たっては、監事が理 事の職務の執行を監査する立場にあることに 鑑み、その独立性を確保するため、在任する監 事の過半数の同意を得なければならないこと から、同意書又は理事会の議事録への記載によ り同意の事実を残しておくこと。 (法第43条第3項により準用される一般法人 法第72条第1項) 理事長は、3月に1回以上、自己の職務の執 理事長の職務執行報告を理事 行の状況を理事会に報告しなければならない 長が行うようにする。 にもかかわらず、理事長ではなく事務局が報告 を行っていた。 ついては、理事長は、3月に1回以上、自己 の職務の執行の状況を理事会に自ら報告する こと。 なお、この報告については、法45条の14第9 項により準用される一般法人法第98条に規定 する理事会への省略は適用されないので、必ず 実際に開催して報告すること。 (法第45条の16第3項、定款第17条第3項) 就労支援事業において、設備等整備積立金は 令和4年度の取得価額75% 就労支援事業資産の取得価額の75%以内を上 が、20,884,578円であったため、 限として積み立てることができるところ、「船 5,000,000円を普通預金に移す。 岡作業所拠点区分」に計上されている設備整備 等積立金(25,675,396円)について、積立金の 上限額を超過していると推察される。 ついては、設備整備等積立金が積立の上限額 を超過しているか確認の上、上限を超過してい る場合、超過額を確認の上、積立金の取崩し等

(留意事項19(3)イ)

適切な会計処理を行うこと。